学校給食共同調理場　スチームコンベクションオーブン購入仕様書

１　業務名

学校給食共同調理場　スチームコンベクションオーブン購入

２　品名、品質・規格等及び数量

品名及び数量　　ガス式スチームコンベクションオーブン及び付属品

(1)スチームコンベクションオーブン本体　　1台

(2)ロールインカート　　1台

(3)ホテルパン 1/1　H＝25　　40 枚

(4)穴明きホテルパン　1/1　H＝40　　40 枚

(5)ステンレス製移動式戸棚(観音開き)　　1台

(W 1,200×D 650×H 1,200)

参考品番　　株式会社フジマック　　型式　FSCCWE201G

株式会社コメットカトウ　　型式　CSV－G20－1SW

もしくは同等製品以上であること。

付帯工事等　　既存不要機器(蒸気式蒸し器)撤去、配線・配管類撤去、ピット埋戻し運搬、搬入据付及び固定等

正常な稼働に必要な一次側、二次側電気工事

正常な稼働に必要な給排水工事及びガス供給配管工事

試験運転及び調整、取扱説明等

３　仕様

(1) 外形寸法　W998 x D855 x H1825 以内

(2) 熱源：ＬＰガス

(3) 電源：単相 100Ｖ

(4) 1/1 ホテルパン(Ｈ＝25)が、同時に 20 枚調理ができるものとする。

(5) ホットモード・コンビモードでは、庫内設定温度は 300 度まで設定できるものとする。

(6) 風量コントロールは４段階以上調節ができるものとする。

(7) 芯温センサーを装備し、食材の中心温度を管理できるものとする。また、より正確な芯温が計測できるように、３点以上の計測ができる芯温センサーとする。

(8) 余熱機能を有しているものとする。

(9) 庫内自動洗浄機能付とし、庫内洗浄・乾燥まで自動で行えるものとする。

(10)ボイラータンクのスケール付着防止の為、軟水器の装備もしくはスケール洗浄機能を有するものとする。また、軟水器を装備する場合は、フィルター交換が必要になった時、自動で合図を出す機能を有するものとする。

(11) 自己診断機能(トラブル発生時)を有しているものとする。

(12) 国内メーカーの製品とする。

4 納入場所

滑川市学校給食共同調理場(滑川市柳原 71 番地 8)

調理室内の指示する場所

5 納入期限

平成 27 年 8月 24 日(月)

6 留意事項

(1) 本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と認められるものについては、納入業者の負担において行うものとする。

(2) 参考品番として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の物品(以下「同等品」という。)を選定し入札を希望する場合は、予定機種の規格・性能・仕様等確認できる書類(カタログ等)を添付して、所定の手続きを経て確認を受けること。事前に確認を受けていない同等品で入札し、落札候補者となった場合、その物品で契約を締結することができない場合があるので、必ず事前に確認すること。

ただし、本仕様書の「参考品番」で入札する場合は、事前の確認は不要である。

(3) 設置予定箇所の現地確認を希望する場合は、事前に学校給食共同調理場に連絡すること。

(4) 納入物品は、全て新品・未使用品とすること。製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適合基準等を満たした製品とすること。

また、物品の納品が完了した日から1年間は無償保証期間とし、メーカー又は納入業者の責任に帰する故障・汚損、不良その他不具合が生じた場合は、速やかに交換または修理に応ずること。

(5) 既存機器の撤去に伴う処分、端末処理、新物品の搬入、据付、接続(給排水工事、ガス配管工事、電気・電源工事等)、固定、調整等が必要となる場合は、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用は契約金額に含むものとすること。

(6) 本事業で調達を予定する各機器を正常かつ安定的に稼働させるために必要な一次側電源工事、分電盤の増設、配管敷設等の変更に係る費用は、契約金額に含むものとすること。

(7) 設置に当たっては、所定の固定部材で置き台や建物に固定する等、地震等による落下・転倒防止や移動防止措置を施すこと。

(8) 物品の納入にあたっては、学校給食共同調理場が指定する日時に搬入・据付及び付帯工事を実施し、開梱のうえ設置するものとし、搬入、梱包材等の処分及び設置に関する一切の経費については、納入業者の負担とすること。

また、重量物にあっては、クレーン、フォークリフト等を手配の上、学校給食共同調理場の指示に従い搬入すること。

(9) 物品を納入するときは、施設設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一破損した場合は、納入業者が負担し原状に復旧すること。

(10) 試験運転、調整等を行い、使用可能な状態で検査を受けること。また、取扱説明書や実地指導、実際の作業立会い等により、学校給食共同調理場職員に説明指導を行うこと。

(11) 支払条件は、物品の納品が完了した後に行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとすること。

(12) その他疑義等生じた場合は、納入業者と市とで協議の上決定するものであること。